

(訳文)

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2 協定第二条及び第三条の適用に当たり、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、協定の下では移転されないことが確認される。

3 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

4 協定第五条に関し、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、協定の実施のために適当な国内の核物質計量管理制度の対象とされることが確認される。

5 協定第七条に関し、日本国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとることが確認され、また、大韓民国政府は、同条約の早期批准のため必要な措置をとるよう努め、同条約の批准の時から、同条約に従って適切な措置をとることが確認される。

二千十年十二月二十日に東京で

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

権哲賢